

3 個別労働関係紛争のあっせん・労働相談

(1) 概要

- ア 平成13年10月から、知事委任による個別労働関係紛争に係るあっせん及び労働相談を実施している。
- イ 令和6年度のあっせんに係る労働相談の実件数は109件で、うち104件が労働者からの相談であった。
また、相談項目別では、「経営又は人事」に関するものが35件(32.1%)と最も多く、次いで「賃金等」に関する相談が28件(25.6%)であった。
- ウ 令和6年度中のあっせん事件は4件あり、その結果は解決2件、打切り1件、不開始1件だった。

(2) 労働相談の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

相談項目		区分	労働者	事業主	双方	計
実件数			104	5		109
相談方法	訪問		25	2		27
	電話		67	3		70
	電子メール		12			12
延べ件数			104	5		109
経営又は人事			33	2		35
ア	解雇		14			14
イ	配置転換、出向・転籍		5			5
ウ	復職		2			2
エ	懲戒処分					
オ	退職		9			9
カ	勤務延長、再雇用		1			1
キ	その他経営又は人事		2	2		4
賃金等			26	2		28
ク	賃金未払い		7	2		9
ケ	賃金増額		2			2
コ	賃金減額		7			7
サ	一時金					
シ	退職一時金		4			4
ス	解雇手当					
セ	休業手当					
ソ	諸手当		2			2
タ	その他賃金		4			4
チ	年金(企業年金・厚生年金等)					
労働条件等			12			12
ツ	労働契約		2			2
テ	労働時間		1			1
ト	休日・休暇					
ナ	年次有給休暇		2			2
ニ	育児休業・介護休業		2			2
ヌ	時間外労働		1			1
ネ	安全・衛生		2			2
ノ	福利厚生制度					
ハ	社会保険					
ヒ	労働保険					
フ	その他の労働条件等		2			2
職場の人間関係			24			24
ヘ	セクハラ		1			1
ホ	嫌がらせ		23			23
その他			9	1		10
マ	その他		9	1		10

(参 考) 無料相談会の実施状況

年 度	開 催 日 時	会 場	相 談 件 数
平成 27	平成 28 年 3 月 12 日 (土) 10～15 時	県民会館 6 階	12 件 (労 11 件、使 1 件)
28	平成 29 年 3 月 11 日 (土) "	"	9 件 (労 9 件、使 0 件)
29	平成 30 年 3 月 10 日 (土) "	"	12 件 (労 12 件、使 0 件)
30	平成 31 年 3 月 9 日 (土) "	"	8 件 (労 8 件、使 0 件)
令和元	令和 2 年 3 月 14 日 (土) "	"	12 件 (労 11 件、使 1 件)
2	令和 3 年 3 月 13 日 (土) "	"	4 件 (労 4 件、使 0 件)
3	令和 4 年 3 月 12 日 (土) "	"	2 件 (労 2 件、使 0 件)
4	令和 5 年 3 月 11 日 (土) "	"	20 件 (労 19 件、使 1 件)
5	令和 6 年 3 月 9 日 (土) "	県民会館 7 階	12 件 (労 12 件、使 0 件)
6	令和 7 年 3 月 8 日 (土) "	県民会館 5 階	8 件 (労 8 件、使 0 件)

* 無料相談会は平成 15 年度から実施。令和 6 年度の相談件数は(2)に掲げた実件数の内数。

(3) 個別あっせんの状況 (令和 6 年度)

取 扱 件 数			不開始 件 数	終 結 件 数			合 計	翌年度 繰 越
前年度か らの繰越	新 規	計		解 決	打 切 り	取 下 げ		
1	3	4	1	2	1	0	4	0

(4) 個別あっせん一覧表

申出番号・事件名	申出年月日	終結年月日	終結事由	業 種
個6-1 損害賠償額確定請求事件	6. 3.18	6. 5.15	打切り	サービス業 (他に分類されないもの)
個6-2 労働条件確認事件	6. 7. 3	6. 7.31	不開始	製造業
個6-3 雇用関係調整事件	6. 8. 8	6. 9.20	解決	医療・福祉
個6-4 賃金請求事件	6.10.16	6.12. 6	解決	教育、学習支援業

ア 不開始事件の状況

申出番号 ・事件名	年月日	終結 事由	概 要
個6-2 労働条件 確認事件	申 出 6. 7. 3 終 結 6. 7. 31	不開始	【申 出 者】正社員 【被申出者】製造業 【調整事項】パワーハラスメントによる不当な配置転換命令の 取消し 【経 過】 申出者が、被申出者との面談において、申出者の言動等に関する課内アンケートの結果を書面で提示され、これを理由に配置転換命令を受けたことについて、当該配転命令は業務上の必要がなく、不当な動機・目的で行われたものとして、被申出者に対し、配置転換の取消しを求めたもの。 7. 3 申出書提出 7.17 被申出者事前調査 7.31 不開始決定 被申出者が、申出者のあっせんに係る申出の内容と被申出者側が認識している実態とには大きな乖離があり、本申出を基準として双方が納得のできる合意点を見出すことは困難であるとしてあっせんを拒否したため、不開始決定を行った。

イ 終結事件の状況

申出番号 ・事件名	年月日	終結 事由	概 要
個6-1 損害賠償 額確定請 求事件	申 出 6. 3.18 終 結 6. 5.15	打切り	【申 出 者】正社員 【被申出者】サービス業（他に分類されないもの） 【調整事項】有給休暇残日数分の給料、逸失利益として1年分の給料及び精神的苦痛に対する慰謝料 【経 過】 申出者が、異動となった部署の業務について、上司に相談し話し合いをしていた際に自ら「辞めた方がいいですか」と発言したことに対し、被申出者は、申出者が「辞めます」と発言したとして、自主退職とする通知文を申出者に交付したことについて、「辞めた方がいいですか」と発言したことは認めるものの、本当に退職するという意思はなかったとして、被申出者に対し、有給休暇残日数分の給料、逸失利益として1年分の給料及び精神的苦痛に対する慰謝料を求めたもの。 3.18 申出書提出 3.25 被申出者事前調査 5. 8 あっせん開催 5.15 打切り決定 申出者が、あっせん員の提示したあっせん案を納得できないとして拒否したため、打切り決定を行った。 【あっせん員】竹地委員、宮崎委員、岡本委員
個6-3 雇用関係 調整事件	申 出 6. 8. 8 終 結 6. 9.20	解決	【申 出 者】正社員 【被申出者】医療・福祉 【調整事項】賃金減額の無効・その損失額の補填、及びパワーハラスメントによる精神的苦痛に対する慰謝料 【経 過】 申出者が、管理職から一般職へ降格となったことで基本給が減額され、管理職手当も不支給となり、退職金も減額となったこと、また数年前より被申出者側からパワーハラスメントを受けてきたことについて、降格人事は不当なものであり、またパワーハラスメントにより精神的苦痛を被ったとして、被申出者に対し、賃金減額の無効とその損失額の補填、及びパワーハラスメントによる精神的苦痛に対する慰謝料を求めたもの。 8. 8 申出書提出 8.22 被申出者事前調査 9.20 あっせん開催 被申出者が申出者に対し、解決金を支払うこと等で双方が合意し、解決した。

			【合意概要】 1 乙（被申出者）は、甲（申出者）に対する降格人事を撤回し、処遇を回復する。 2 乙は、退職金規程に基づく退職金の支給において、前条の処遇回復後の給与に基づいて算定が行われること、また、その額が甲に遅滞なく支払われることを確約する。 3 乙は、甲に対し、解決金を支払う。 4 甲と乙は、合意文書に定めるほか債権債務がないことを相互に確認する。 【あっせん員】下川会長代理、田中委員、岩田委員
個6-4 賃金請求 事件	申 出 6.10.16 終 結 6.12.6	解決	【申 出 者】有期契約社員 【被申出者】教育、学習支援業 【調整事項】休業手当と本来の賃金との差額、精神的苦痛に対する慰謝料、有給休暇残日数分の給料 【経 過】 申出者が、被申出者との間で数回にわたって行われた退職を前提とした面談の結果、退職を拒否したところ、被申出者の事情により申出者を管理監督できないという理由で、契約期間満了までの休業を命令され、①支払われる休業手当がそれまでの賃金と比較して大幅な減額となったとして、被申出者に対し、休業手当と本来の賃金との差額、及び②退職強要や不当な休業を命じられたことにより精神的苦痛を被ったとして、被申出者に対し、精神的苦痛に対する慰謝料及び有給休暇残日数分の給料を求めたもの。 10.16 申出書提出 10.22 被申出者事前調査 11.22 第1回あっせん開催 12.6 第2回あっせん開催 被申出者が申出者に対し、解決金を支払うこと等で双方が合意し、解決した。 【合意概要】 1 甲（申出者）と乙（被申出者）は、○年○月○日をもって雇用関係が終了することを確認し、甲はこのことに異議を述べない。 2 乙は、甲に対し、解決金を支払う。 3 甲と乙は、合意文書に定めるほか債権債務がないことを相互に確認する。 【あっせん員】竹地委員、浜守委員、岡本委員

ウ 係属中の事件の状況

なし